

中堅企業等支援に関する 新たな取組方針（案）

目次

1. 事業再生・M & Aを含む事業承継の促進

① 事業再生

【中小機構】	1
【REVIC】	1

② M&A・事業承継

【M&Aの総合的推進】	2
【事業承継・引継ぎ支援センター】	2～3
【基盤構築】	3
【予算・税制の活用】	4

2. 若手人材UIターン等の人材の確保・育成の支援

③ 若者人材

【仕事のマッチング】	5
【移転資金】	5
【暮らしの魅力】	5
【第二新卒】	6

④ インターンシップ

【優良事例の発掘】	7
【自治体・大学・企業への働きかけ】	7

⑤ 社内人材育成・DX人材

【DX等の社内人材育成】	8
【就業に向けたDX等の人材育成】	9
【DX等の外部専門人材のマッチング・派遣】	9

⑥ 外国人材

【特定技能】	10
【在留支援】	10
【高度外国人材の受入れ促進】	11

3. DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援

⑦ DX含む生産性向上

【DXの取組推進】	12～13
【生産性向上、新事業展開】	13～14
【カーボンニュートラルの取組支援】	14

⑧ 研究開発

【各国研の横連携】	15
【個別課題等に対応した研究開発】	15
【研究成果の事業化支援】	16
【研究開発事例等の周知広報】	17

⑨ 海外展開

【国際的ルールづくり・流通等の環境整備】	18
【オンライン等を通じた輸出支援】	19
【現地展開プラットフォーム、総合的情報提供】	20～21
【分野戦略的な現地事業展開】	21～22
【海外展開等のための知財戦略支援】	23

事業再生・M&Aを含む事業承継の促進 (1/4)

■ 新たな大方針案

① 資本性劣後ローンや中小機構・REVICに増強された原資(※)を用いた出資等により、企業のニーズに応じた適切な支援を実施する。

(※資本性劣後ローン：日本政策金融公庫等に補正予算額 1 兆1842億円。中小機構：経営力強化支援ファンドに令和2年度一次・二次補正で450億円。REVIC：令和2年度二次補正で、政府保証枠を1兆円→2兆円に拡充。)

<新たな取組方針案>

【中小機構】

(①-1) 経営力強化支援ファンドについて、令和4年5月末までに全国で8件の組成を行ったところ、令和4年度中に一定の条件下で他の投資家に優先分配する仕組みを創設するなどし、新たなファンドの設立提案を加速させる。[経産省]

(①-2) 経営力強化支援ファンドについて、令和4年度中に一定の条件下で他の投資家に優先分配する仕組みを創設するなどし、ファンドの趣旨に照らしつつ速やかに出資先企業を選定し、年間20件程度の出資案件の決定を目指し、取組を加速させる。[経産省]

【REVIC】

(①-3) REVICにおいては、地域交通などの地域に欠かせない中核的な企業を中心に、新型コロナの影響を受けて過大な債務を抱えている中堅企業等に対して、事業再生の枠組みを活用した支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給等を進め、将来を見据えた前向きな取組を含め着実に支援していく。

また、これらの支援を通じて、協働する地域金融機関等へのノウハウ移転を進め、地域における自律的な事業再生や事業承継支援能力の向上、地域活性化の取組を定着させる。[金融庁]

事業再生・M&Aを含む事業承継の促進 (2/4)

■ 新たな大方針案

②事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援機能を活かすとともに、拡充・新規措置した予算・税制等により、事業承継・引継ぎ支援に継続して取り組む。特に、第三者への事業承継（M&A）を円滑に行えるよう、「中小M&A推進計画」（令和3年4月中小企業庁策定）で取りまとめられた取組を着実に推進する。

<新たな取組方針案>

【M&Aの総合的推進】

②-1) 中小企業等によるM&Aを推進するため、「中小M&A推進計画」で取りまとめられた「今後5年間に実施すべき官民の取組」に着実に取り組むとともに、実施状況を年1回程度、定期的にフォローアップする。また、本計画のフォローアップに当たっては、新たな課題についても把握に努め、その対応を検討し、必要に応じて計画の修正を含めて改訂も行う。[経産省]

②-2) 「中小M&A推進計画」を踏まえ、地域金融機関を含むM&A支援機関と事業承継・引継ぎ支援センターとの連携強化や情報共有の在り方等について、関係省庁で連携して取組を進める。[経産省・金融庁]

【事業承継・引継ぎ支援センター】

②-3) 事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、事業承継・引継ぎのワンストップ支援を継続して行う。また、令和4年度はM&Aの実務経験を有する人材の受け入れを前年度から倍増させることを目指すなど、域内外の民間事業者等との連携を強化するとともに、業務の標準化や人材育成を進めることで、センターの機能強化を図る。[経産省]

②-4) 事業承継・引継ぎ支援センターのデータベースに登録された案件についてマッチングの成約率を向上させるため、民間M&Aプラットフォームのデータベースとの連携強化も念頭に、データベースの段階的改修等の改善を行う。また、人材紹介プラットフォームも含めて、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携を希望する民間プラットフォームの更なる掘り起こしを行い、オープンネームでのマッチング等の新たな形態での連携を試行する。さらに、足下の連携の実態や諸外国の連携基準等も参考にしつつ、必要に応じて、連携基準の見直しを検討する。

また、M&Aによって引き継いだ事業の継続・成長に向けた統合やすり合わせ等の取組（PMI：Post Merger Integration）への支援に取り組むため、2022年3月に策定した「中小PMI支援メニュー」に従い、事業承継・引継ぎ支援センターにおいて譲受側向けPMI研修等を行う。[経産省]

事業再生・M&Aを含む事業承継の促進 (3/4)

■ 新たな大方針案

②事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援機能を活かすとともに、拡充・新規措置した予算・税制等により、事業承継・引継ぎ支援に継続して取り組む。特に、第三者への事業承継（M&A）を円滑に行えるよう、「中小M&A推進計画」（令和3年4月中小企業庁策定）で取りまとめられた取組を着実に推進する。

<新たな取組方針案>

【事業承継・引継ぎ支援センター】

(②-5) 事業承継ネットワークが実施するプッシュ型の事業承継診断により事業承継ニーズの掘り起こしを行うとともに、各都道府県に配置したコーディネーターにおいて、税理士・弁護士等の専門家を派遣するなどして、事業承継計画の策定支援を行う。また、令和3年度に実施した調査事業も踏まえつつ、令和4年度も引き続き企業健康診断のあり方について検討を行う。また、2022年3月に策定した「中小PMI支援メニュー」に従い、PMI支援について中小企業庁と土業等専門家との連携を強化する。その第一弾として、中小企業診断協会と連携協定を締結し、PMI支援人材の育成や、事業承継・引継ぎ支援センターへの支援人材の紹介等を実施する。〔経産省〕

【基盤構築】

(②-6) 令和3年8月に創設したM&A支援機関登録制度や、不適切事例等の情報を受け付ける情報提供受付窓口により、中小企業がM&Aに関する適切な支援を受けられる環境を整備する。併せて、中小M&Aの取引実態を調査する。〔経産省〕

(②-7) 中小企業を当事者とするM&Aの譲渡価格の相場観を形成するとともに、M&Aに関する知識や経験が十分でない中小企業においてもM&A支援機関からの提案等の妥当性を判断できるよう、令和3年度に実施した調査事業も踏まえつつ、令和4年度も引き続き企業価値評価ツールのあり方について検討を行う。また、他のM&A支援機関からの意見を求めるセカンドオピニオンの取組を支援する。〔経産省〕

事業再生・M&Aを含む事業承継の促進 (4/4)

■ 新たな大方針案

②事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援機能を活かすとともに、拡充・新規措置した予算・税制等により、事業承継・引継ぎ支援に継続して取り組む。特に、第三者への事業承継（M&A）を円滑に行えるよう、「中小M&A推進計画」（令和3年4月中小企業庁策定）で取りまとめられた取組を着実に推進する。

<新たな取組方針案>

【予算・税制の活用】

(②-8) 令和3年度補正予算事業より中小企業生産性革命推進事業に新たに位置付けられた事業承継・引継ぎ補助金により、事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等について、年間を通じて機動的かつ柔軟に支援する。

また、令和3年度から表明保証保険の市場が活性化するまでに必要な間の特例措置として、事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）の補助対象経費に表明保証保険の保険料を含める。[経産省]

(②-9) 事業承継・引継ぎ補助金等の予算措置、及び法人版・個人版事業承継税制や中小企業の経営資源の集約化に資する税制等の税制措置の活用が促進されるよう、M&Aを含む事業承継について集中的な広報を行う。[経産省]

若手人材のUIターン等の人材の確保・育成の支援 (1/7)

■ 新たな大方針案

- ③ 東京の若者(20~30代)にフォーカスしたUIターンについて、具体的なボトルネック（仕事のマッチング、移転資金、暮らしの魅力等）に対し、各省連携して移転促進支援に取り組む。
また、大卒正社員の3割が3年以内に離職する状況の中、第二新卒についてもリカレント教育の機会提供や就職支援を行う。

<新たな取組方針案>

【仕事のマッチング】

(③-1) 地方では人材不足が深刻化する一方で、民間の人材サービスは手薄・不在であり、さらに地域の中堅企業等においてはデジタルツールの活用ノウハウや人事機能が不足しているため、地域企業が個社単位で対応できる範囲には限界がある。こうした状況を踏まえ、地域企業による都市部の若手人材の確保等を促進するため、民間事業者を中核とした地域の産学官の「面的な連携により、求人・採用、人材育成、フォローアップ等を総合的に支援する体制（「地域の人事部」）を構築・強化するための支援を行う。〔経産省〕

(③-2) 都道府県求人サイトを用いる移住・起業支援金と連動した支援(中途採用等支援助成金(UIターンコース))について、労働局等を通じて引き続き利用促進に努める。〔厚労省〕

【移転資金】

(③-3) 地方創生移住支援金について、令和5年度に向け、子育て世代がさらに移住を行いやすい制度拡充を目指す。〔内閣官房〕

【暮らしの魅力】

(③-4) 内閣官房・内閣府は、令和2年10月に運用を開始した地方暮らしの魅力を伝える総合情報サイト「いいかも地方暮らし」を通じ、東京圏居住者（特に若年層）の地方移住等への関心をより高めるため、令和3年11月～令和4年2月におけるアクセス情報の解析を踏まえ、サイトのコンテンツ拡充を進めるとともに、サイトへの誘引を図る。
経済産業省は、多様な移住経験者のインタビュー動画を政府広報特設ページに掲載しており、若手人材向けの政府の広報媒体等と連携し、今後も継続的に発信していく。〔内閣官房・内閣府、経産省等〕

若手人材のUIターン等の人材の確保・育成の支援 (2/7)

■ 新たな大方針案

- ③ 東京の若者(20~30代)にフォーカスしたUIターンについて、具体的なボトルネック（仕事のマッチング、移転資金、暮らしの魅力等）に対し、各省連携して移転促進支援に取り組む。
また、大卒正社員の3割が3年以内に離職する状況の中、第二新卒についてもリカレント教育の機会提供や就職支援を行う。

<新たな取組方針案>

【第二新卒】

- (③-5) 第二新卒対象者も含め、リカレント教育により再就職等に資するべく、「職業実践力育成プログラム認定制度（大学が行う社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを大臣認定）」について、令和4年度の新規公募、認定を行うとともに、厚生労働省と連携して、教育訓練給付金の指定講座との連携も含め大学等への周知を行い活用促進を図る。
また、大学と企業、労働部局等が連携し、リカレントプログラムの開発・実施及び職業相談や就職支援を一体的に行う「就職・転職支援のための大学リカレント教育事業」について、令和3年度の実績や成果を「マナパス」を通じて周知するとともに、令和4年度以降におけるリカレントプログラムの充実につなげる。〔文科省〕
- (③-6) 社会人の学びのポータルサイト「マナパス」において、既存のコンテンツの充実や、マイページの改良・充実化を図る。さらに、企業の人材育成における大学等の講座活用を促進するため、企業向けのページや、大学等に加え民間企業が提供するプログラムの検索機能といった新たな機能の追加を検討する。〔文科省〕
- (③-7) 「若者雇用促進法の指針」（青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業者、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針）により、少なくとも卒業後3年以内の既卒者も新卒枠で応募可能とすることを求めており、この旨をWebサイト等を通じて引き続き情報発信していく。
コロナ禍により一部業種の新卒採用が厳しい状況の中、卒業後3年以内の既卒者を含む新卒者等について中長期的な視点に立った採用維持・促進を図っていただくよう、中堅企業等に対して全国の労働局・ハローワークによる周知等を通じて継続的に働きかけを行う。〔厚労省〕
- (③-8) 「LO活プロジェクト」（地方への就職を希望する若者を支援）において、Webサイト等を通じて、地方就職希望者や、UIターン者の採用を行おうとする地方中堅企業等に対する情報発信を行う。また、ハローワークの全国ネットワークによる都市部から地方への就職支援等、地方中堅企業等に就職を希望する方のニーズに応じた支援を引き続き行う。〔厚労省〕

若手人材のUIターン等の人材の確保・育成の支援 (3/7)

■ 新たな大方針案

- ④ 都市部の若者の地方でのインターンについて、夏のインターン時期等も見据えつつ計画的に、全国での実施状況やコロナ禍での優良事例等も含めた情報収集・分析を行うとともに、自治体・大学・企業の三者への働きかけや場の設定を各省連携して行う。

<新たな取組方針案>

【優良事例の発掘】

- (④-1) 令和4年夏頃に「大学等におけるインターンシップの実施状況調査」を実施し、大学・短期大学・高等専門学校における令和3年度のインターンシップの実施状況を把握・公表するとともに、「大学等におけるインターンシップの届出制度」を通じて大学・自治体・企業に普及するのに相応しいモデルとなり得るインターンシップの優良事例を継続的に発掘し、大学等や企業ともに教育的効果の高いインターンシップを実施していることを引き続き社会に向けて発信していく。[文科省]

【自治体・大学・企業への働きかけ】

- (④-2) 上記優良事例等について、インターンシップ関連イベント（全国キャリア教育・就職ガイダンス（令和4年6月目途開催）、インターンシップ専門人材セミナー（同9月目途）、インターンシップフォーラム（令和5年3月目途））を通じた情報発信を行う。また、引き続き、関係省庁と連携し、関係省庁の研修会等において、横展開を図っていく。[文科省]
- (④-3) 自治体担当者等向け研修会等、研修コンテンツの提供や自治体への個別の相談対応等を通して、地方における質の高いインターンシップの展開を支援する。[内閣官房]
- (④-4) 中小企業等に対しマッチング等を通じて必要な人材確保を支援する事業等において、要件や加点等を通じたインターンの取組のインセンティブ付け、学生とインターンに関心を有する企業のマッチング、企業の魅力発信にもつながるようなインターン受入れプログラムの作成支援等を実施することを通じて、地域の中小企業等のインターン受入れの促進を図る。[経産省]

若手人材のUIターン等の人材の確保・育成の支援 (4/7)

■新たな大方針案

- ⑤ DX等の専門人材について、中堅企業等の社内人材の育成のため、支援メニューの充実化や企業の活用促進を図る。また、就業に先立つ高等教育や公的職業訓練においても、DX等の企業ニーズを踏まえた人材育成・教育に取り組む。さらに、外部の専門人材について、兼業・副業を含めた多様な形でのマッチング支援や、人材派遣等を実施する。

<新たな取組方針案>

【DX等の社内人材育成】

- ⑤-1 生産性向上人材育成支援センター（中小企業等の人材育成に必要な支援を行うため全国のポリテクセンター等に設置）において、中小企業等の在職者に対する生産性向上支援訓練の実施、職業訓練指導員の企業への派遣、大学と連携した公開講座の実施等を継続するとともに、令和4年度よりDX人材育成推進員の配置等により中小企業等における人材育成を支援する。〔厚労省〕
- ⑤-2 人材開発支援助成金（職業訓練等を計画的に実施した事業主等に対して助成）について、ITSS（ITスキル標準）レベル2の教育訓練を高率助成の対象に位置付けるとともに、令和4年度より「人への投資促進コース」を創設し、ITSSレベル3～4相当の教育訓練を更なる高率助成の対象とする等、DX等の企業内の人材育成を一層支援する。〔厚労省〕
- ⑤-3 教育訓練給付（主として雇用保険被保険者が、指定された教育訓練を修了した場合に費用の一部を支給）におけるIT分野の講座充実に向け、関係府省との連携を推進する。その中で、経済産業大臣認定である「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」について、法人や団体等に対する周知の強化や説明会等での制度説明を行うなど、認定講座の拡充に努めていく。〔厚労省、経産省〕
- ⑤-4 キャリア形成サポートセンター（キャリア形成に係る相談支援窓口）において、在職者等へのキャリアコンサルティングを行う。また、企業内で節目ごとに行うキャリアコンサルティング（セルフ・キャリアドック）についても、同センターを通じて導入支援を行う。令和4年度より、土日、夜間やオンラインを活用したキャリアコンサルティングを強化し、労働者がアクセスしやすい環境を整備する。〔厚労省〕
- ⑤-5 企業における労働者の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しの促進のため、基本的考え方、労使が取り組むべき事項、国等の支援策等を体系的に示すガイドラインを令和4年中に策定する。〔厚労省〕
- ⑤-6 デジタル、グリーン等の急激な産業構造の変化に対応する高度な専門性を有する人材を育成するため、産学連携や人材育成に積極的な企業による実践的なスキルを習得するための大学等との共同講座設置を支援する。〔経産省〕

若手人材のUIターン等の人材の確保・育成の支援 (5/7)

■ 新たな大方針案

- ⑤ DX等の専門人材について、中堅企業等の社内人材の育成のため、支援メニューの充実化や企業の活用促進を図る。また、就業に先立つ高等教育や公的職業訓練においても、DX等の企業ニーズを踏まえた人材育成・教育に取り組む。さらに、外部の専門人材について、兼業・副業を含めた多様な形でのマッチング支援や、人材派遣等を実施する。

<新たな取組方針案>

【就業に向けたDX等の人材育成】

- (⑤-7) 高等教育段階において、数理・データサイエンス・AI教育のモデルカリキュラムや教材の作成や展開、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」を通じ、同分野の人材育成を推進する。具体的には、モデルカリキュラムや教材の普及展開を図り、教育プログラムの認定において、令和4年度からはリテラシーレベルに加えて、応用基礎レベルについても認定を行う（令和4年8月目途）。〔文科省〕
- (⑤-8) 公的職業訓練（希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識等の訓練の提供）について、法定化した都道府県単位の訓練に係る協議会を令和4年10月以降に開催し、地域のニーズを把握しそれを踏まえた訓練コースの設定促進を図る。〔厚労省〕

【DX等の外部専門人材のマッチング・派遣】

- (⑤-9) 地域企業におけるデジタル人材等の確保に資するため、プロフェッショナル人材戦略拠点と地域金融機関等が緊密に連携して行う取組を強化するとともに、スタートアップの実情を把握するベンチャー・キャピタルやスタートアップ専門の職業紹介事業者等とも連携したデジタル実装等にも資する人材マッチング支援を行う。〔内閣官房〕
- (⑤-10) 大企業から地域企業への、兼業・副業・出向を含む多様な人の流れを創出するため、REVICに整備する人材プラットフォームの拡充、給付金の活用等を通じ、引き続き、地域金融機関等による人材マッチングを促進する。人材リストを早期に1万人規模に拡充するため、関係省庁と連携しつつ大企業人材への働きかけを継続する。さらに、地域企業への新しい人の流れを政府全体で推進するため、内閣官房が実施するプロフェッショナル人材事業や先導的人材マッチング事業等、関係省庁の施策との連携を強化する。〔金融庁〕
- (⑤-11) 厚生労働省と一本化したテレワークワンストップサポート事業（従来のテレワークマネージャー等）を通じて、中堅企業等のテレワーク導入を促進するとともに、都市部と地方との間でテレワークの導入に差が生じていることを踏まえ、令和4年度に地域におけるテレワークの導入推進に向けた調査研究を行い、地域課題の解決などテレワークの活用によって創出される新たな価値を確認し、その実現に向けた方策を検討する。〔総務省〕

若手人材のUIターン等の人材の確保・育成の支援 (6/7)

■ 新たな大方針案

- ⑥ 外国人材の受入れに関して、特定技能制度の受入れ分野の追加等を必要に応じて検討する。
また、在留外国人が安全・安心な生活・就労を実現できるよう、行政窓口の強化や情報発信等の在留施策を推進する。
さらに、高度外国人材の受入れを促進し、地域への就職・定着を図るための施策を推進する。

<新たな取組方針案>

【特定技能】

(⑥-1) 特定産業分野については、新型コロナウイルス感染症の影響による大きな経済状況の変化が生じているものと考えられることから、全特定産業分野の受入れ見込数の見直しを検討し、必要な対応を行う。

建設業分野については、業務区分の整理について、検討を進める。

特定技能2号の対象分野の追加については、現場の意向や業界団体等の意見を踏まえつつ、引き続き検討を進める。〔入管庁、業所管省庁〕

(⑥-2) 特定技能在留外国人数について、分野所管省庁における必要な措置を講じるための検討に資するよう、引き続き3か月毎に在留者数を把握・分析の上、分野所管省庁に提供していく。また、令和4年度については、各分野における受入れ見込数の精査を行う。〔入管庁〕

(⑥-3) 特定技能制度の活用を更に促進するため、「特定技能」の在留資格で就労を希望する外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、国内でのマッチングイベント等を開催する。〔入管庁〕

【在留支援】

(⑥-4) 外国人在留支援センターにおいて、引き続き地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せに対応するとともに、地方公共団体からの要望を踏まえ、相談業務等に関する研修を行う。令和4年度における地方公共団体担当者への研修については、地方公共団体の関心事項を踏まえて研修内容の検討を行う。

また、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援について、令和3年度の試行結果を踏まえ、令和4年度も、引き続き効果的な通訳支援の試行を実施する。

さらに同センターにおいて、外国人からの相談対応のほか、外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を引き続き実施する。〔入管庁〕

(⑥-5) 在留外国人の安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報(在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等)を掲載した生活・就労ガイドブックについて、関係省等との連携の下、必要に応じて内容の更新を行っていく。〔入管庁〕

若手人材のUIターン等の人材の確保・育成の支援 (7/7)

■ 新たな大方針案

- ⑥ 外国人材の受入れに関して、特定技能制度の受入れ分野の追加等を必要に応じて検討する。
また、在留外国人が安全・安心な生活・就労を実現できるよう、行政窓口の強化や情報発信等の在留施策を推進する。
さらに、高度外国人材の受入れを促進し、地域への就職・定着を図るための施策を推進する。

<新たな取組方針案>

【高度外国人材の受入れ促進】

- (⑥-6) 高度外国人材の受入れを積極的に推進するため、出入国在留管理上の優遇措置を講ずる「高度人材ポイント制」において、地方公共団体が補助金の交付等により支援する企業等において就労する外国人に対して特別加算を実施する特例の全国展開について、令和4年度内に所要の措置を講ずる。〔入管庁〕
- (⑥-7) 外国人雇用サービスセンター等を中心として、高度外国人材（就労目的の在留資格の外国人や日本での就職を希望する外国人留学生）の就業を促進するために、担当者制等による就職支援を実施する。〔厚労省〕
- (⑥-8) 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」において、高度外国人材の我が国への呼び込み・採用・活躍に関わる関係省庁の連携を強化するとともに、分かりやすい情報発信や問合せへのワンストップ対応、高度外国人材の採用や育成に悩みを抱える中堅・中小企業向けの伴走型支援等を実施する。令和4年度は、地方の中堅・中小企業による高度外国人材の採用・定着を促進するため、高度外国人材の活用により成長が期待できる事業の特定や必要な人材像の絞り込み等、企業の採用戦略策定に対するコーディネーターのハンズオン支援を拡充する。また、採用手続を支援する行政書士や社会保険労務士等の人員増強やポータルサイトにおける地方公共団体等の支援情報の集約を実施する。〔経産省〕
- (⑥-9) 外国人留学生の活躍推進による中堅・中小企業の海外展開促進や地域経済の活性化のため、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）や経済団体、地方公共団体等で構成する「高度外国人材活躍地域コンソーシアム」を形成し、連絡協議会や広域マッチングイベント等を通じ、地域での就職・定着支援を協調して行う。令和4年度は、既存の留学生就職促進の施策の枠組みを参考に、2例程度実施する。〔経産省〕

DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (1/12)

■ 新たな大方針案

- ⑦ 中堅企業等における、事業改善や企業間連携を生み出すDXの取組促進に向けて、電子インボイスやDX認定等の制度環境整備を行うとともに、企業の取組に対して、ノウハウや資金等の支援を行う。また、コロナ禍等を踏まえた生産性向上や事業再構築の取組に対して、企業の状況や取組内容に配慮した形での支援を行う。

<新たな取組方針案>

【DXの取組推進】

- (⑦-1) 令和5年10月の消費税のインボイス制度への移行を見据え、標準化された電子インボイス（デジタルインボイス）の普及・定着によりバックオフィス業務の効率化を実現するとともに、請求も含めた取引全体のデジタル化による新たな価値の創造や更なる成長につなげていく。政府調達システムについても、デジタルインボイスへの対応のため、開発も含め必要な取り組みを行う。
[デジタル庁]
- (⑦-2) 中堅・中小企業等のDX推進を後押しするため、「中堅・中小企業等向け『デジタルガバナンス・コード』実践の手引き」についての地方説明会を開催する。
また、DX認定制度（情報処理の促進に関する法律に基づく認定）の利用の促進に向けて、DX投資促進税制等の支援措置も含め、周知を図る。[経産省]
- (⑦-3) 地域未来牽引企業等の地域企業におけるデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション）を実現するために、地域の産学官金の関係者が一体となって地域企業をサポートする支援コミュニティの立ち上げを促し、その活動を支援するとともに、地域発のデジタルイノベーション創出に取り組む地域企業等を支援する。
また、デジタル人材の育成・確保に向けて、オンライン教育ポータルを通じた教育コンテンツの一元的な提示や、企業データに基づく実践的な教育プログラムの提供、デジタル技術を活用した課題解決型現場研修プログラムを通じた学びの場の提供等を行うデジタル人材育成プラットフォームを運営する。[経産省]
- (⑦-4) 昨今の情勢を踏まえ、中小企業のサイバーセキュリティ対策を強化するため、自社サーバーの異常監視や、サイバー攻撃を受けた際の初動対応支援、被害を受けた場合の簡易保険など、中小企業等に必要な対策をワンパッケージにまとめた「サイバーセキュリティお助け隊サービス」について、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）により創設されるIT導入補助金「セキュリティ対策推進枠」も活用したさらなる普及や、地域の特色に応じたセキュリティ・コミュニティ活動（地域SECURITY）の支援など、サプライチェーン全体の対策強化に取り組む。[経産省]

DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (2/12)

■新たな大方針案

- ⑦ 中堅企業等における、事業改善や企業間連携を生み出すDXの取組促進に向けて、電子インボイスやDX認定等の制度環境整備を行うとともに、企業の取組に対して、ノウハウや資金等の支援を行う。また、コロナ禍等を踏まえた生産性向上や事業再構築の取組に対して、企業の状況や取組内容に配慮した形での支援を行う。

<新たな取組方針案>

【DXの取組推進】

(⑦-5) 中小企業の経営者等にデジタル化の必要性に気付きの機会を設けることで、デジタル化を推進する。具体的には、自身のデジタル化の課題を明確化できるよう、デジタル化診断ツールを開発し、中小企業の診断を支援する。その後、デジタル化の必要性を認識した中小企業に対して必要に応じ、「中小企業119」事業（専門家派遣事業）等を通じて、相談対応を行う。
[経産省]

(⑦-6) 他産業と比べて低い食品産業の生産性向上を図るため、AI、ロボット等を活用したモデル実証の取組や、低コスト化や小型化に関する改良の取組を支援するとともに、人とロボット協働のための安全確保ガイドラインを作成することなどにより、食品産業全体のスマート化を体系的に支援する。[農水省]

(⑦-7) 物流分野における既存のビジネスモデルや働き方を変革する物流DXを推進するため、物流業務の自動化・省人化やサプライチェーン全体の輸送効率化、デジタル化に向けた取組を推進する。[国交省]

【生産性向上、新事業展開】

(⑦-8) 中小企業等の生産性の向上に向け、設備投資やIT導入、販路開拓等を一体的かつ機動的に支援する「中小企業生産性革命推進事業」（令和3年度補正予算において、さらに2,001億円を措置）について、通年での公募と複数回の締切日設定、通常枠に加えて新たな特別枠の創設（「回復型賃上げ・雇用拡大枠」「デジタル枠」「グリーン枠」「成長・分配強化枠」「新陳代謝枠」等）など、事業者の状況や取組等に応じて活用しやすい形での事業実施に取り組む。[経産省]

DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (3/12)

■新たな大方針案

- ⑦ 中堅企業等における、事業改善や企業間連携を生み出すDXの取組促進に向けて、電子インボイスやDX認定等の制度環境整備を行うとともに、企業の取組に対して、ノウハウや資金等の支援を行う。また、コロナ禍等を踏まえた生産性向上や事業再構築の取組に対して、企業の状況や取組内容に配慮した形での支援を行う。

<新たな取組方針案>

【生産性向上、新事業展開】

(⑦-9) アフターコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために、令和3年から「中小企業等事業再構築促進事業」(令和3年度補正予算において、6,123億円を措置、さらに令和4年度予備費予算において、1,000億円を措置)を実施しており、現在第6回公募を実施中。今後もさらに2回程度の公募を予定。

採択結果は順次公表し、審査における評価内容のフィードバックや、グリーン分野に進出する事業者を対象としたグリーン成長枠、原油価格・物価高騰等の予期せぬ経済環境の変化を受けている事業者を対象とした原油価格・物価高騰等緊急対策枠の創設など、経済環境の変化に合わせて柔軟に制度を見直しつつ、引き続き事業実施に取り組む。また、国が保有する補助金等のデータを官民で活用し、自社の経営特性に合った支援がプッシュ型で提供されるサービスの創出を促す。[経産省]

(⑦-10) 経済安全保障に留意しつつ、経営手法の高度化や海外販路開拓に資する対日M&Aを促進するため、新たに研究会を設置し、日本企業向けの対日M&A活用に関する事例集を作成するとともに、出資受け入れ・事業売却等を検討するガイドランスを作成する。また、令和5年2月以降シンポジウムやオンラインセミナー等を開催し、事例集・ガイドランスの周知を図る。[経産省]

【カーボンニュートラルの取組支援】

(⑦-11) 中堅・中小企業のカーボンニュートラルについては、各中小企業の排出量や排出削減の取組の状況に応じて、排出量の見える化、ものづくり補助金のグリーン枠や事業再構築補助金のグリーン成長枠等による設備投資促進、支援機関からの「プッシュ型」の働きかけ、市場創出等の施策で後押ししていく。[経産省]

D X、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (4/12)

■ 新たな大方針案

- ⑧ 中堅企業等からの相談の裾野を広げるべく、各省所管の国研（産総研、農研機構、土木研、JST）について、横連携で案件発掘を行うための体制を構築し実施するとともに、事例等の周知広報に取り組む。
また、国が特定するコロナ禍の研究課題や、中堅企業等地域発のニーズ・課題を起点にした研究開発の伴走支援を行う。

<新たな取組方針案>

【各国研の横連携】

- (⑧-1) 国研が行う研究開発支援についての認知度向上・利用拡大に向けて、産総研、農研機構、土木研、JST及び当該4法人の所管省庁の間で連絡会議を適宜開催する等、各自の研究開発支援の実施状況や情報発信・相談受付の状況に係る情報共有を引き続き行うとともに、必要に応じて新たな連携施策等を検討する。[文科省、農水省、経産省、国交省]
- (⑧-2) 連絡会議等における情報・意見交換を踏まえつつ、4法人が引き続き連携し、各種説明会・セミナー等への共同参加・出展、PRチラシの配布、4法人合同ウェブページ（関連サイトへのリンク付け）やメルマガ、SNS等を活用した情報発信、各法人が公設試験研究機関等と連携して行っている活動に係る情報提供や連携等の取組を進める。[文科省、農水省、経産省、国交省]

【個別課題等に対応した研究開発】

- (⑧-3) 農研機構の全国5カ所に配置したビジネスコーディネーター等を窓口として、現在実施中の共同研究を推進するとともに、共同研究を検討中の企業の課題明確化を積極的に進める。また、北海道や九州沖縄で展開中のスマートフードチェーンプロジェクトを着実に進め、これらを通じて中堅企業等が推進する新しい生活様式に資する研究開発を進める。[農水省]
- (⑧-4) 土木分野の建設生産プロセス等の全面デジタル化や非接触・リモート型への転換に向け、中堅企業等との意見交換を行いつつ、令和4年度は、建設DX実験フィールドを活用した自律施工技術の開発を目的として、共同で行う実験・研究の検討を進め、令和4年内に公募による共同研究を開始する。[国交省]

D X、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (5/12)

■ 新たな大方針案

- ⑧ 中堅企業等からの相談の裾野を広げるべく、各省所管の国研（産総研、農研機構、土木研、JST）について、横連携で案件発掘を行うための体制を構築し実施するとともに、事例等の周知広報に取り組む。
また、国が特定するコロナ禍の研究課題や、中堅企業等地域発のニーズ・課題を起点にした研究開発の伴走支援を行う。

<新たな取組方針案>

【研究成果の事業化支援】

- (⑧-5) 大学・国研・公設試などを複数含む産学融合体制を構築し、地域企業等からのニーズ収集や、シーズのFS調査を行い事業創出を支援するため、令和4年度では、「産学融合先導モデル拠点創出プログラム」において令和2年度に採択をした「J-NEXUS拠点」の中間審査を行うとともに、新規採択1件を目指す。
また、地域企業等へのハブ機能を有する大学等の信用力を高めるとともに支援を集中させ、トップ層の引き上げや拠点間の協力と競争を促すため、令和4年度には、「地域オープンイノベーション拠点選抜制度」において1回程度「Jイノベ拠点」選抜を行い、採択・選抜した全拠点に対して、引き続き産学融合およびオープンイノベーションの具現化に向けた伴走支援を行う。〔経産省〕
- (⑧-6) 産総研において、地域の中小企業やスタートアップ等との共同研究や試作、評価等のサービスを地域拠点で提供するとともに、大学等の技術シーズの産業界への橋渡しとなる研究開発に重点を置く拠点を地域の中核大学等に整備する。〔経産省〕
- (⑧-7) 新たなフードテックビジネスを創出するため、「フードテックを活用した新しいビジネスモデル実証に対する支援事業」（令和3年度補正予算：1億円）及び「フードテックを活用した新しいビジネスモデル実証事業（令和4年度当初予算：0.3億円）」において、ビジネスのフェーズに乗せるための実証を支援するとともに、実証した成果の横展開等を行う。〔農水省〕
- (⑧-8) 農林水産・食品分野におけるオープンイノベーションを促進するため、『「知」の集積による産学連携推進事業』（令和4年度当初予算：39.7億円の内数）により形成する『「知」の集積と活用の場』において、研究成果を海外へ展開するためのセミナー等の開催、会員・研究開発プラットフォーム間のマッチングや成果発信等を通して、中堅・中小企業等の産学官連携研究や研究成果の事業化の取組を支援する。〔農水省〕
- (⑧-9) 大学等の研究成果の実用化を通じた企業への技術移転を促すため、産学共同研究への経費支援を行う事業を実施する。企業ニーズに応えられるよう、引き続きマッチングプランナー等橋渡し人材を通じた支援を行っていくとともに、他機関連携をより推進することで、課題マネジメントや事業間連携の充実を図る。〔文科省〕

D X、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (6/12)

■ 新たな大方針案

- ⑧ 中堅企業等からの相談の裾野を広げるべく、各省所管の国研（産総研、農研機構、土木研、JST）について、横連携で案件発掘を行うための体制を構築し実施するとともに、事例等の周知広報に取り組む。
また、国が特定するコロナ禍の研究課題や、中堅企業等地域発のニーズ・課題を起点にした研究開発の伴走支援を行う。

<新たな取組方針案>

【研究開発事例等の周知広報】

- (⑧-10) 各法人の年度計画において、中堅企業等に対して成果事例等の周知広報を行う旨を記載し、ホームページへの掲載やイベントの開催等による広報に継続して取り組む。[文科省、農水省、経産省、国交省]
- (⑧-11) 産総研の企業支援策や成果について、Web形式や他法人（4法人のみならず広く検討）等との合同による開催を含め、展示会やセミナー等のイベントを開催し、広報する。[経産省]
- (⑧-12) イノベーション・ジャパン2022において、4法人の活動を広く周知するため、各法人の活動を紹介する特設ページを開設する。[文科省]
- (⑧-13) 農研機構の研究開発シーズを、イベント開催やWeb等を通じて、民間企業等を対象に積極的に発信する。[農水省]
- (⑧-14) 研究開発成果を効果的に普及するための技術展示会である土研新技術ショーケースを、令和4年度は4箇所（高松、東京、新潟、福岡）で開催する（現地の会場開催だけでなく、Webによるオンライン開催も実施）。[国交省]

D X、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (7/12)

■ 新たな大方針案

- ⑨ FTA・EPA等の国際的なルールづくりを進めるとともに、中堅企業等の利活用を促進するための情報提供、相談対応に取り組む。オンラインプラットフォームの整備・活用や、オンライン展示会・商談会への参加等により、輸出拡大を支援する。現地情報の提供や伴走型の相談対応、分野戦略的な展開等により、海外との事業連携や現地事業展開を支援する。

<新たな取組方針案>

【国際的ルールづくり・流通等の環境整備】

- (⑨-1) 経済連携協定や投資関連協定等を通じ、中堅企業等の海外展開に資する国際的なルールづくりや利活用を促進する。外務省では、FTA・EPAの利活用に関するセミナーについて、令和4年度は3回以上を目標として開催する。経産省では、令和4年1月のRCEPの発効を踏まえ、輸出先国の貿易データの入手・分析やJETROによるアンケート調査等を継続して実施し、より正確なEPA利活用の実態把握に取り組むとともに、事例集やEPA解説書等を通じた中堅企業等への情報提供やEPA相談窓口の体制整備を行う。〔外務省、経産省〕
- (⑨-2) サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金について、現在、3次公募の採択公表に向けて、外部有識者による審査中であり、本予算による支援を着実に実施していく。〔経産省〕
- (⑨-3) 効率的な輸出物流の構築に向け、国土交通省とも連携して輸出に取り組む事業者等と開催した「効率的な輸出物流の構築に関する意見交換会」におけるとりまとめを踏まえ、輸出物流構築緊急対策事業により、
- (1) 産地・物流拠点を単位とした、環境調査及びネットワーク形成に向けた関係者の合意形成
 - (2) 地方の港湾・空港を活用した最適な物流ルートの確立、大ロット化・混載促進のための拠点確立等に向けたモデル実証
 - (3) 安定的かつ低コストなコールドチェーンを実現するための冷蔵設備やリーファーコンテナ、デジタル化や業務の自動化・省力化に必要な設備・機器の導入等を支援することにより、大ロット・混載を促進し、経済的かつ安定的な輸出物流ネットワークの構築に取り組む。
- また、農産物等輸出拡大施設整備事業により、輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保に資する施設や輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設等の整備を支援する。〔農水省〕

D X、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (8/12)

■ 新たな大方針案

- ⑨ FTA・EPA等の国際的なルールづくりを進めるとともに、中堅企業等の利活用を促進するための情報提供、相談対応に取り組む。オンラインプラットフォームの整備・活用や、オンライン展示会・商談会への参加等により、輸出拡大を支援する。現地情報の提供や伴走型の相談対応、分野戦略的な展開等により、海外との事業連携や現地事業展開を支援する。

<新たな取組方針案>

【オンライン等を通じた輸出支援】

- (⑨-4) 令和4年度は、ジャパンモール事業（海外ECサイト連携）について、引き続き60箇所以上の海外ECサイトとの連携事業の実施を予定している。また、米国Amazonと連携して実施中の越境EC支援事業についても引き続き実施する。ジャパンモール事業及び越境EC支援事業を通じて、計2,500社の支援を予定している。加えて、BtoB向けの通年型オンライン展示会4件への出展支援を通じて、計1,000社以上の支援を予定している。〔経産省〕
- (⑨-5) JETROにおいて、デジタル・コミュニケーションツールにより国内外の事業者等をつなぐ商談支援プラットフォームにより、オンライン商談会の開催を引き続き実施する。また、海外展示会等でのバイヤー発掘取組を強化することで、海外バイヤー向けに日本商品を紹介するオンラインカタログサイト「Japan Street」への登録者数拡大を目指し、世界中のバイヤーと中堅企業等とのマッチングを支援する。〔経産省〕
- (⑨-6) 上記プラットフォームを活用し、農林水産物・食品の海外向けオンライン商談会等を実施拡大する。また、成約率・額を向上させるため、JETRO海外事務所での食品サンプルを展示するショールーム設置、バイヤー等を対象とした試食会等を実施する。さらに、海外見本市への出展、セミナー開催、専門家による相談対応、サンプル商材等によるキャンペーン等を実施する。〔農水省〕

D X、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (9/12)

■ 新たな大方針案

- ⑨ FTA・EPA等の国際的なルールづくりを進めるとともに、中堅企業等の利活用を促進するための情報提供、相談対応に取り組む。オンラインプラットフォームの整備・活用や、オンライン展示会・商談会への参加等により、輸出拡大を支援する。現地情報の提供や伴走型の相談対応、分野戦略的な展開等により、海外との事業連携や現地事業展開を支援する。

<新たな取組方針案>

【現地展開プラットフォーム、総合的情報提供】

- (⑨-7) JETROが運営するマッチングプラットフォーム「Japan Innovation Bridge (J-Bridge)」について、対象地域をアフリカに拡大するとともに、デジタル・グリーン分野における国内外企業の協業に向けた面談支援やウェビナー、ピッチイベント開催等の取組強化に加え、専門家によるビジネス戦略策定支援や提携先発掘支援などハンズオン支援等を行う。〔経産省〕
- (⑨-8) JETRO、中小機構、金融機関、商工会議所等が参加する「新輸出大国コンソーシアム」において、引き続き、企業のポテンシャルを踏まえつつ、専門家による伴走型支援を実施し、中堅企業等の海外展開を促進する。令和5年度に向けては、新型コロナウイルス感染症拡大により海外との販売チャネル作り等が難しくなっていることを踏まえ、現地専門家の追加配置により、海外現地でのマッチング支援を強化するとともに、有望な企業を「プッシュ型」で海外展開につなげる取組を強化する方向で検討する。〔経産省〕
- (⑨-9) 令和4年度、ヘルステック、トラベルテックの2分野を対象に、地域への対日直接投資カンファレンス（Regional Business Conference：RBC事業）を実施し、自治体と連携をしながら中堅・中小企業を含む地域企業と外国・外資系企業との協業・連携を促進する。
また、年度後半に、ヘルステック分野において、中堅・中小企業を含む地域企業、大学、研究機関など地域のエコシステム関係者と外国・外資系企業とのマッチングを実施する。〔経産省〕

D X、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (10/12)

■ 新たな大方針案

- ⑨ FTA・EPA等の国際的なルールづくりを進めるとともに、中堅企業等の利活用を促進するための情報提供、相談対応に取り組む。オンラインプラットフォームの整備・活用や、オンライン展示会・商談会への参加等により、輸出拡大を支援する。現地情報の提供や伴走型の相談対応、分野戦略的な展開等により、海外との事業連携や現地事業展開を支援する。

<新たな取組方針案>

【現地展開プラットフォーム、総合的情報提供】

(⑨-10) 在外公館を通じたインフラアドバイザー、弁護士等の活用による現地の情報収集・情報提供、法律相談等の支援事業について、企業のニーズを踏まえ実施公館を見直し、令和4年度は、インフラアドバイザーはモンゴル、弁護士活用事業はルワンダ、ガーナ、インドでの事業を新規に開始するとともに、引き続き、ニーズを踏まえ実施公館を検討し、効果的な支援を行う。また、日本産食品の安全性、魅力発信及び輸出拡大に向けた在外公館の体制強化のため、令和4年度から、EU、ベトナム、上海、香港に農林水産物・食品輸出促進アドバイザーを新たに設置。今後、在外公館やジェトロ海外事務所等を構成員とする「輸出支援プラットフォーム」とも連携し、農林水産物・日本産食品の輸出拡大に取り組んでいく。コロナ禍で実施が困難となっていた、在外公館関係者と民間企業が合同で実施する実地訓練の再開を検討する。また、国際的なテロ脅威が変容しているところ、水際措置の緩和により、日本企業の海外進出が3年ぶりに再開していることを踏まえ、相対的に安全面で脆弱とされる中堅・中小企業関係者のテロ被害を未然に防止し、遭遇した際の対応力を高めるため、安全対策セミナーの実施、ゴルゴ13の安全対策マニュアル配布や動画配信を通じ、情勢を踏まえた適時適切な情報提供を行っていく。[外務省]

【分野戦略的な現地事業展開】

(⑨-11) JICAの「中小企業・SDGsビジネス支援事業」において、企業と地域金融機関が連携する「地域金融機関連携案件」を継続募集する。参加する日本企業の事務負担を軽減し、開発途上国におけるビジネス化に向けた支援を強化するため、令和4年度に現行制度を一部改編し、試行的に実施する。具体的には、「ニーズ確認調査」、「ビジネス化実証事業」、「普及・実証・ビジネス化事業」へ再編する。令和4年9月中旬に公示、令和5年2月中旬目途に結果を通知する。令和3年度（中堅・中小企業は46件）と同程度の採択数を目指す。[外務省]

(⑨-12) 「協力準備調査（海外投融資）」の通年公募を通じ、JICA海外投融資の活用を前提とした開発途上国におけるビジネス展開のための事業計画策定への支援を強化する。（令和4年度は4件程度予定）。[外務省]

D X、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (11/12)

■ 新たな大方針案

- ⑨ FTA・EPA等の国際的なルールづくりを進めるとともに、中堅企業等の利活用を促進するための情報提供、相談対応に取り組む。オンラインプラットフォームの整備・活用や、オンライン展示会・商談会への参加等により、輸出拡大を支援する。現地情報の提供や伴走型の相談対応、分野戦略的な展開等により、海外との事業連携や現地事業展開を支援する。

<新たな取組方針案>

【分野戦略的な現地事業展開】

- (⑨-13) 「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」のもと、我が国NGOが中堅企業等を含む日本企業とともに、途上国へ対象技術の導入を進める取組について、NGO連携無償資金協力等により事業形成を支援する。令和4年秋頃に外部審査委員会を通じて対象となる脱炭素技術のリストを採択し、脱炭素製品・パッケージリストを拡充する。[外務省]
- (⑨-14) 中堅・中小建設企業の海外展開のため、中堅・中小建設業海外展開推進協議会（JASMOC）等を活用し、中小企業診断士等による海外事業計画策定支援を実施する。また、海外進出において必要な知識・ノウハウについて、各種専門家からアドバイスを受けられる環境を整備する。さらに、新型コロナウイルス感染症の状況にも留意しつつ、海外訪問団を2都市程度へ派遣し、二国間会議等の場でプレゼン機会を提供するとともに、現地企業とのビジネスマッチングや、高度外国人材採用に向けたジョブマッチングを現地大学と連携して開催する。加えて、第5回JAPANコンストラクション国際賞表彰式（大臣表彰）を6月に開催し、「中堅・中小建設企業部門」にて海外において先導的に活躍する中堅・中小建設関連企業等を表彰する。[国交省]
- (⑨-15) 加工食品の輸出にあたっては、企業単独では難しい食品添加物・包材等の規制が複数課せられており、対応が困難となっているため、加工食品輸出産地確立緊急対策（令和3年度補正予算：9.8億円）において、連携した輸出体制を構築し、実証実験や商品開発、ECサイトの構築等を支援し、タイムリーな海外市場支援を目指す。[農水省]

D X、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (12/12)

■ 新たな大方針案

- ⑨ FTA・EPA等の国際的なルールづくりを進めるとともに、中堅企業等の利活用を促進するための情報提供、相談対応に取り組む。オンラインプラットフォームの整備・活用や、オンライン展示会・商談会への参加等により、輸出拡大を支援する。現地情報の提供や伴走型の相談対応、分野戦略的な展開等により、海外との事業連携や現地事業展開を支援する。

<新たな取組方針案>

【海外展開等のための知財戦略支援】

(⑨-16) 「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン(令和3年12月策定)」の方向性を踏まえ、中小企業の海外における確実な権利取得を後押しするため、外国出願後の審査請求や中間応答に要する費用を補助する制度を開始する。また、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)において、中堅・中小企業における知財経営の支援強化のため、専門家を派遣して海外ビジネス展開に対応した知財マネジメントのアドバイスを行う海外知的財産プロデューサー事業を実施するとともに、知財情報等の分析に基づき助言を行い企業の経営戦略立案を支援する「IPランドスケープ支援事業」及び、知財・経営専門家チームによる伴走型の「加速的支援」を創設する。[経産省]